

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

| 別表1<br>の番号 | 特定事業の名称                        | 特区における規制の特例措置の内容  | 全部/<br>一部 | 全国展開の実施内容   | 全国展開を実施する法令等  | 実施時期               | 所管省庁  |
|------------|--------------------------------|---|-----------|---|---|--------------------|-------|
| 802        | 構造改革特別区域研究開発学校設置事業             | 学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。                             | 全部        | 1. 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行う。<br>2. 1. の要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は、憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領上の観点並びに児童又は生徒の教育上適切な配慮の観点から必要最小限なものとする。 | 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第5号）及び学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）等 | 平成20年4月1日施行（措置済）   | 文部科学省 |
| 819        | 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業 | 構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合には、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする。 | 全部        | 本特例措置の適用の前提となる構造改革特別区域研究開発学校設置事業の全国展開を踏まえ、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。   | 「平成20年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務について」（19初教科第25号の2）   | 平成20年3月31日実施（措置済）  | 文部科学省 |
| 833        | 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業       | 教育上の特段のニーズに対応した教育を行う専修学校等を設置するに当たり、所轄庁である都道府県知事が認める場合に、校地・校舎の自己所有を求めないものとする。          | 全部        | 安定性・継続性確保等に関する一部地方公共団体の懸念について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。  | 「校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業の全国展開について」（19文科生第460号）   | 平成19年12月25日実施（措置済） | 文部科学省 |